



議案第十号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

三朝町老人保健特別会計	老人保健医療給付事業
-------------	------------

を

三朝町老人保健特別会計	老人保健医療給付事業
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業

に改める。

第二条の表中

三朝町老人保健特別会計	社会保険診療報酬支払基金交付金、国庫支出金、一般会計繰入金その他諸収入金	老人保健の事業費その他諸支出金
-------------	--------------------------------------	-----------------

を

<p>三朝町老人保健 特別会計</p>	<p>社会保険診療報酬 支払基金交付金、 国県支出入金、一般 会計繰入金、その 他諸収入金</p>	<p>老人保健の事業費 その他諸支出金</p>
<p>三朝町下水道事業 特別会計</p>	<p>下水道使用料、下 水道事業収入、国 県支出入金、一般会 計繰入金、負担金、 町債その他の諸収入金</p>	<p>下水道事業費、借 入金の償還金及び 利子その他の諸支 出金</p>

附 則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

に改める。